○東北地方整備局告示第四十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、国土交通省東北地方整備局及び同局津軽ダム工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三日

東北地方整備局長　森永　敦夫

次の（一）の河川に係る（二）の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）

（一）　河川

岩木川　左岸　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添四十八番地先
右岸　同県同郡同村大字川原平字河原沢国有林百四十七林班い二小班地先　から
左岸　青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬ノ上百八十番二地先
右岸　同県同郡同村大字居森平字寒沢七十五番四地先　まで

（二）　大字

青森県中津軽郡西目屋村大字藤川
同県同郡同村大字居森平
同県同郡同村大字砂子瀬
同県同郡同村大字川原平

（図面省略）